

# 帯広市 未利用地・低利用地の利活用に関する提案募集 実施要領

## 1 趣旨

帯広市が所有する土地（以下「市有地」という。）の有効活用をより一層進めるため、自らが実施主体となろうとする事業者の皆様から、市有地の有効活用に係るニーズやアイデアをご提案いただき、活用の方向性や事業者公募等の検討の参考とするものです。

なお、各土地については、現時点で売却等を決定したものではなく、その時期もお示しすることはできませんので、あらかじめご承知おき願います。

## 2 対象市有地

資料1「未利用地・低利用地一覧（令和5年度調査対象地）」のとおり

※ 本調査では、本市に経費負担が発生する提案や、市街化調整区域において制限のある用途に供する等の法令等に抵触する提案はお受けできませんので、ご注意ください。

## 3 スケジュール

① 実施要領の公表	令和5年9月12日（火）
② 募集締め切り	令和5年10月10日（火）17時まで
③ 概要の公表	令和5年11月予定

※ 募集締め切り後も、提案は随時受け付けます。

## 4 提案募集の内容

### （1）提案募集の対象者

事業を行うに相応しい資力、経営力、信用力、技術力及び法的資格を有し、後に実施する利活用事業者公募等（予定）に応募する意向のある者のうち、事業の実施主体となり得るに必要な免許等を有する法人又は法人のグループとします。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者
- ・ 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者

### （2）提案募集の項目

- ① 利活用の提案内容
- ② 利活用の範囲・方法
- ③ 利活用に向けて想定される課題
- ④ その他

## 5 提案募集の手続き

---

### (1) 現地確認の参加申込

現地見学会の開催は予定しておりませんが、①、②については自由に立ち入ることができまので、必要に応じて直接ご確認ください。

③を確認したい場合は、8の問い合わせ先にご相談ください。

④は敷地の一部を貸付けしておりますので、支障の生じない範囲でご確認ください。建物は危険ですので、立ち入らないようにしてください。

### (2) 提案書の提出

様式1「利活用に関する提案書」を作成し、電子メールにてご提出ください。なお、電子メールの件名は【提案書の提出】としてください。

その他、必要に応じ補足資料(提案募集項目についての意見・考え等を記載した追加資料(様式指定なし)、イメージパース、配置図等)の提出も受け付けています。

① 提出期限 令和5年10月10日(月) 17時まで

② 提出先 8 問い合わせ先のとおり

※ ご提案をいただいた内容について、本市担当者から確認のご連絡をさせていただくことがありますので、ご対応方よろしくお願ひいたします。

### (3) 提案募集結果の公表

提案募集の実施結果については、公表を予定しています。内容としては、「住宅地〇件、太陽光発電用地〇件の提案があった」等、技術的な内容に触れず、提案者が特定されない簡易的な公表とさせていただく予定のため、ご提案をいただいた方々への確認は基本的に行いません。

## 6 留意事項

---

### (1) 参加事業者の取扱い

提案募集への参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

### (2) 費用負担

提案募集への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

### (3) 追加対話への協力

提案募集終了後も、必要に応じて追加の対話(文書照会含む)やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

### (4) 提案募集締め切り後の対応について

本募集についてはこの期間で一旦締め切りますが、その後も市有地の有効活用に関するご提案は随時受け付けます(締め切り後のご提案については、今回の概要の取りまとめには含めません)。

※ 前年度に提案募集を実施した土地については、今回の調査対象地とはしていませんが、引き続き提案を募集しています。前年度の結果を踏まえ、現状の追記や処理方針の決まった土地の削除など、内容を一部更新しています。

## 7 別紙・参考資料

---

資料1 未利用地・低利用地一覧（令和5年度調査対象地）

資料2 未利用地・低利用地一覧（令和4年度～ 継続募集分）

様式1 利活用に関する提案書

様式2 質問書

## 8 問い合わせ先

---

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1

帯広市総務部総務室契約管財課管財係

TEL : 0155-65-4115 / FAX : 0155-23-0171

E-mail : contract@city.obihiro.hokkaido.jp

## 9 調査内容に関する質問

---

本提案募集に関して、より具体的に確認したい内容等がある場合は、様式2「質問書」に質問内容を記載の上、電子メールにてご提出ください。なお、電子メールの件名は【質問書の提出】としてください。

質問に対する回答は、情報の共有を図る観点から、随時帯広市ホームページに掲載します。

※ 質問の内容によっては、回答に時間をいただく場合があります。